

令和4年10月31日
第238回都市計画審議会

小竹町公園の都市計画変更について

1 概要

小竹町公園は、昭和45年に約0.20haの区域で都市計画決定している。レクリエーション機能の充実およびみどり豊かな景観形成を図るため、公園に隣接する東側の区域を追加するなどの都市計画変更を行う。原案および案の縦覧を終え、今後都市計画変更の決定を行う。

2 議案

議案第485号 東京都市計画公園の変更（練馬区決定）

〔練馬第2・2・20号 小竹町公園の変更〕

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P 3 |
| (2) 計画書 | P 4 |
| (3) 位置図 | P 5 |
| (4) 計画図 | P 6 |

3 これまでの経過および今後の予定

令和4年7月20日	練馬区都市計画審議会へ変更原案報告
7月21日	都市計画変更原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～8月12日	（意見書の提出4通）
8月4日	都市計画変更原案の説明会
9月9日	東京都知事協議終了
9月21日	都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付
～10月5日	（意見書の提出なし）
10月31日	練馬区都市計画審議会へ付議
11月	都市計画変更・告示

4 参考資料

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 原案に関する意見書の要旨および区の見解（参考資料①） | P 7～9 |
| (2) 現況写真（参考資料②） | P 11 |

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 練馬第 2・2・20 号 小竹町公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成 27 年 12 月）では、本公園のある小竹町一丁目を含む第 2 地域は、一部に生産緑地や社寺林などが残っているが、他の地域に比べ市街化が進行し、緑被率が低くなっており、今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など私有地のみどりの保全と創出を課題としている。

また、練馬区みどりの総合計画（平成 31 年 4 月）では、暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりを進めることとしている。

本計画地は、現在の都市計画公園区域西側の都市公園として区民の利用に供している約 0.05 ヘクタールと、東側約 0.04 ヘクタールの空地である。本計画地を本公園の区域に追加することにより、広場や遊戯施設、植栽等修景施設の拡充が可能となり、本公園の機能の向上に寄与する。

こうしたことから、当該地域におけるレクリエーション機能の充実およびみどり豊かな景観形成を図るため、本計画地約 0.09 ヘクタールを都市計画公園区域に追加する都市計画変更を行うものである。あわせて、現在都市計画公園となっている区域のうち、南部境界付近は、既存市街地との整合を図るため、都市計画公園区域から削除する。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(案)

東京都市計画公園中練馬第2・2・20号小竹町公園をつぎのように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・20号	小竹町公園	練馬区小竹町一丁目地内	約0.29ha	園路、広場等

「区域は計画図表示のとおり」

理由

公園の配置について検討した結果、レクリエーション機能の充実およびみどり豊かな景観の形成を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

4

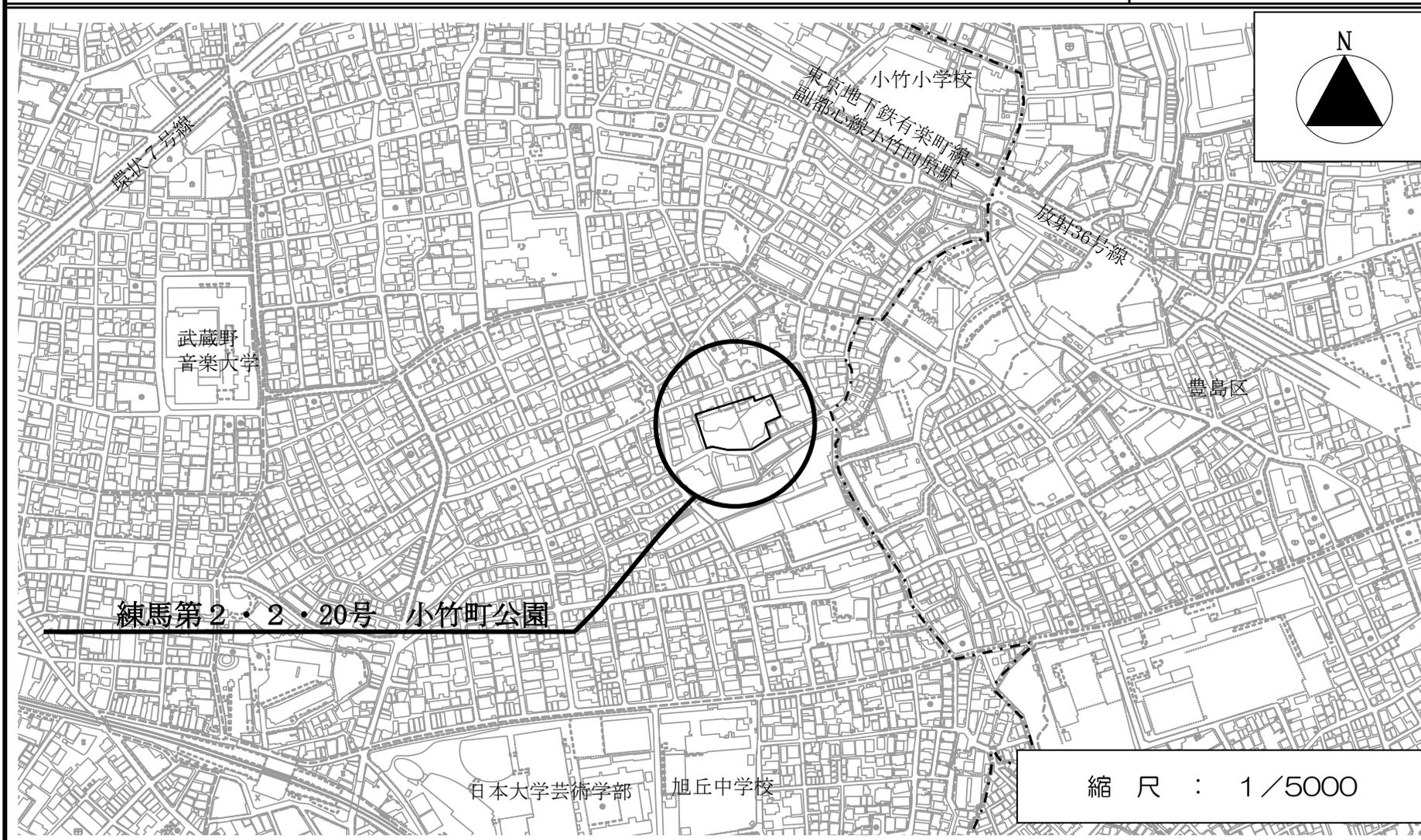
種 別	名 称		新 旧	位 置	面 積	摘 要
	番 号	公 園 名				
街区公園	練馬第2・2・20号	小竹町公園	新	練馬区小竹町一丁目地内	約0.29ha	位置、区域および面積 の変更
			旧	練馬区小竹町一丁目地内	約0.20ha	

変更概要

名 称	変 更 事 項
練馬第2・2・20号 小竹町公園	1 位置の変更 練馬区小竹町一丁目地内 → 練馬区小竹町一丁目地内 2 区域の変更 計画図表示のとおり 3 面積の変更 約0.20ha → 約0.29ha

東京都市計画公園 練馬第2・2・20号 小竹町公園 位置図 [練馬区決定]

案



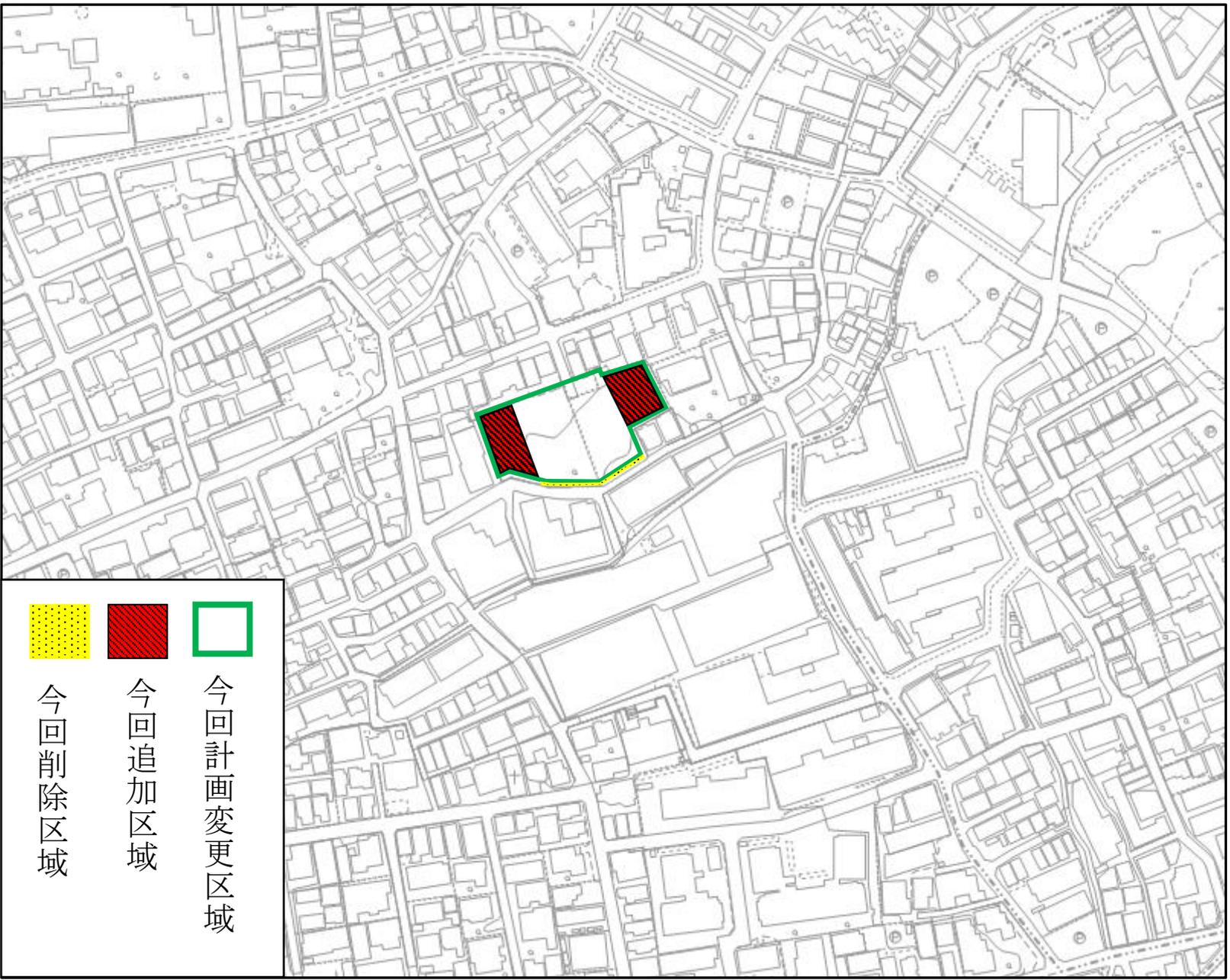
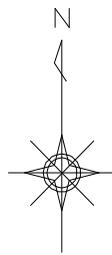
5

この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) MMT利許第04-120号

東京都市計画公園計画図(案)

練馬第二・二・二十号 小竹町公園

縮尺二千五百分之一



		
今回削除区域	今回追加区域	今回計画変更区域

この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 04-120 号
(承認番号) 4 都市基街都第 36 号、令和 4 年 5 月 9 日

東京都市計画公園練馬第2・2・20号小竹町公園の都市計画の原案に関する意見書の要旨および区の見解について

東京都市計画公園練馬第2・2・20号小竹町公園の原案については、下記の日程で、原案の縦覧および意見書の受付を行い、意見書が提出されました。

提出された意見書の要旨と、それに対する区の見解は、以下のとおりです。

○ 原案縦覧等

- ・原案縦覧期間 : 令和4年7月21日～令和4年8月12日
- ・意見書受付期間 : 同上
- ・意見書提出数 : 4通(20件)

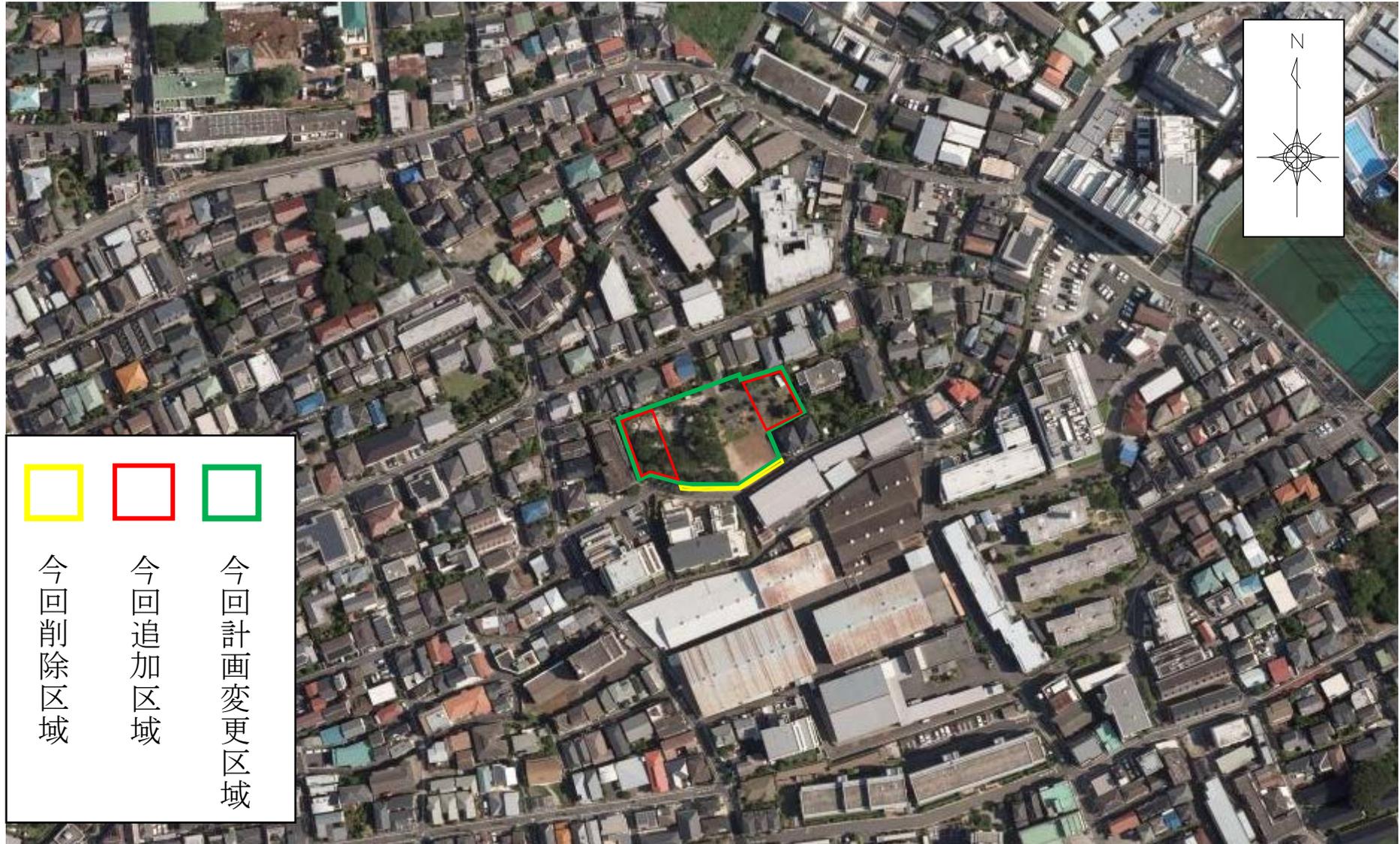
○ 意見書の要旨および区の見解

	意見書の要旨	区の見解
1	整備に向けた意見聴取等について	
	(1)幅広い世帯の方々の視点を考慮するため、意見書を出しやすい年齢層だけではなく、子どもたちの意見を集め、公園づくりに反映させてほしい。	区では、公園整備の検討にあたって、計画段階から、公園の近隣にお住まいの方などにご意見やご要望をお聞きする機会を設けています。
	(2)町会等の地域住民の意見を大切にすると同時に、子育て世帯、若い世代が参加しやすい場や機会を設け、その意見を出来る限り反映してほしい。	本公園の整備を進める際にも、広くご意見やご要望を伺えるように、意見聴取の方法について検討していきます。
	(3)実際に遊ぶ子どもの意見を聞く場や機会を設け、その意見を出来る限り反映してほしい。	
	(4)近隣学校施設、近隣保育施設、子育て支援施設の子どもや職員、利用者から意見を聞く場を設け、その意見を出来る限り反映してほしい。	
	(5)今後の公園づくりにあたっては、地域住民による運営協議会を開催してほしい。	
	(6)江古田には3大学があり、大学生をはじめ、若い世代、子育て世帯が運営協議会でスポット参加をし、意見を言えるようにしてほしい。	

	意見書の要旨	区の見解
2	<p>整備内容について</p> <p>(1) 変更原案に賛同する。現在は遊具の大きさや数のわりに敷地面積が狭いため、隣の空き地も公園として拡充することで様々な年齢の子どもたちが安全に遊べるような公園にしてほしい。</p> <p>(2) 障害のあるなし、老若男女に関わらず、その場に安心していただけるようなインクルーシブな視点を重視してほしい。</p> <p>(3) 公園の具体的な計画に入る際には、長期的、広域的な視点でぜひ次世代につながる公園をめざしてほしい。</p> <p>(4) 決まりきった遊びが生まれる遊具ではなく、子どもたちや大人たちが自分で環境を工夫して作り、遊んだり、くつろげるような空間づくりや環境構成をしてほしい。</p> <p>(5) 現在の拡張予定地は、原っぱのような整備とし、おもいきり走り回ったりできるようにしてほしい。</p> <p>(6) 現在の遊具はとてもおもしろく、子どもたちにも人気。現在遊具があるところには、今の遊具を改修するか、老朽化で作り変えが必要な場合は、斜面を活かしたダイナミックな遊具を設置してほしい。</p> <p>(7) 障害のあるなしに関わらず楽しめるインクルーシブル遊具も設置してほしい。</p> <p>(8) トイレはだれでもトイレの設置をしてほしい。</p> <p>(9) 拡充を機に公園内トイレの新設（衛生面、構造面、防犯面など考慮されたもの）をお願いしたい。</p>	<p>今回の小竹町公園の都市計画変更原案は、当該地域のレクリエーション機能の充実およびみどり豊かな景観形成を図るために、約0.09ヘクタールの区域を都市計画公園区域に追加する変更などを行うものです。</p> <p>具体的な公園整備のスケジュール、内容については今後調整、検討を行います。</p> <p>本公園の整備を進める際には、改めて公園の近隣にお住まいの方などにご意見やご要望をお聞きする機会を設けていきます。</p> <p>なお、今回いただいたご意見についても、整備の検討の際に、参考にさせていただきます。</p>

	意見書の要旨	区の見解
3	<p>維持管理について</p> <p>(1) 自主管理公園にし、地域の人たちで話し合いながら作り上げ、運営していく公園にしてほしい。</p> <p>(2) 一律に禁止といったルールにせず、プレーパークのように、子どもがのびのび遊べる公園としてほしい。</p> <p>(3) なるべく禁止事項のない、人々が話し合える民主的な公園となるようにしていただきたい。木登り等ができるプレーパークのような仕組みが導入できないか検討してほしい。</p>	<p>区では、公園を利用する方と近隣にお住まいの方のいずれにも、気持ちよくお過ごしいただけるよう、一定の公園利用のルールやマナーの遵守をお願いしています。</p> <p>また、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、地域のニーズに応じた利活用を実現するため、区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）の拡大を図っています。</p> <p>本公園についても、整備を機会と捉えて、町会等に意向を伺うなど、自主管理活動の実現に向けて取り組んでいきます。</p>
4	<p>拡張予定地の利用について</p> <p>(1) 実際に拡充するには時間がかかると思いますので、それまでの期間も東側の空き地を積極的に利用してほしい。</p> <p>(2) 公園開設までは数年かかるため、例えば、現在の拡張予定地を駐輪場として暫定開放するなど、公園開設前に自転車駐輪の問題に対応してほしい。</p>	<p>公園予定地を整備や、条例に位置付ける前に不特定多数の方の利用に供することは、維持管理や利用者の安全上、課題があると考えています。</p> <p>なお、整備にあたっては、駐輪場の拡充について検討します。</p>

東京都市計画公園 練馬第2・2・20号 小竹町公園 現況写真



11

議案第485号
参考資料②

0 50m 100m